

今年度検証作業の確認について（振り返り）

1. 町民の権利 第4条 生活に関する権利

町民の生活に関する権利が守られているかどうかについて検証した。本条は、町民には心身ともに健康で安全な生活を送る権利、豊かな自然環境のもとで生活する権利、経済的に不安なく人間らしい生活を送る権利、自由に移動し自由に学ぶ権利があることを確認するものである。

- ▶おおむね、自治基本条例にそった運用がなされ、権利が守られている。
- ▶移動する権利について、運転免許証を返納した人の移動手段として、ヒッチハイク制度などの支援策を検討してはどうか。

2. 町民の権利 第5条 子どもの権利

子どもの『健やかに成長する権利』が守られているかどうかについて検証した。本条は、将来の町を担う大切な「宝」である子ども達を、地域社会がいっしょになって育もうという意識をあらわすものである。

- ▶おおむね、自治基本条例にそった運用がなされ、権利が守られている。
- ▶子どもを取り巻く環境について、都市化や近代化などで悪化している傾向が見られる。

3. 町民の権利 第6条 個人情報

個人情報の保護や、プライバシーの尊重がなされているかどうかについて検証した。本条は、行政や町民同士が、互いの個人情報やプライバシーを尊重しあい、守ることをうたつたものである。

- ▶おおむね、自治基本条例にそった運用がなされ、権利が守られている。
- ▶個人情報の保護を過剰にやりすぎている場合がある。

4. 町民の権利 第7条 参加に関する権利

町民のまちづくりに参加する権利が守られているかどうかについて検証した。本条は、町民には、まちづくりへ参加するために必要な情報を得ることができる権利と、政策の形成から評価の段階まで参加する権利、及びまちづくり活動について強要されず不利益を受けない権利があることを定めたものである。

- ▶参加に関する権利は、ある程度保たれているといえる。

5. 町民の権利 第8条 自立と自律

町民がまちづくりの主体であるという意識を持ち、発言と行動に責任を持っているかどうかについて検証した。本条は、町民が自立と自律の精神を持つこと、すなわち自分で解決できることについては自ら解決し、必要な配慮と思慮深さを持って行動することが原則であると確認するものである。

- ▶自立と自律の考え方方が町民全体へ充分に浸透しているとは言い切れない。

6. 町民の権利 第9条 まちづくりへの参加

町民が地域活動やボランティア活動など自主的なまちづくり活動を行っているかどうかについて検証した。本条は、町民には、自主的な活動によって暮らしやすい地域社会をつくるという『役割』があることをうたったものである。

- ▶自主的な活動として町内会活動が挙げられるが、町内会の加入メリットを提示することが難しい。町内会加入者に不利益を感じさせるような制度もみうけられる。

7. 町民の権利 第10条 町民、行政及び議会との協働

町民が行政や議会に関心を持ち、協働の意識を持ってまちづくりをすすめているかどうかについて検証した。本条は、町民が行政や議会と協働でまちづくりを進めるために、自ら学び、正確な理解を持つことが大切であると示したものである。

- ▶行政は、町民へ協働の考え方をもっと分かりやすく説明していくべきである。

8. 町民の権利 第11条 互いの権利を守る責任

町民が互いを尊重し、権利を守るという意識を持っているかどうかを検証した。本条は、町民一人ひとりの権利が守られた社会をつくるために、行政や議会だけでなく、町民同士が互いの権利を尊重して生活するよう努力することをうたったものである。

- ▶行政は、互いを尊重することの大切さを、ポスターや広報などで町民に対してさらに啓発していくべきである。

9. 町民の権利 第12条 ふるさとと地球を守る責任

町民がふるさとの歴史や文化を重んじ、環境保護への意識を持っているかどうかを検証した。本条は、町民が、先人が築いた歴史と文化を大切に守ること、豊かな自然環境を次の時代に引き継ぐこと、温暖化を防ぐために行動するなど、美しい地球を未来手渡すことを努力する義務を定めたものである。

- ▶環境問題について、町民はレジ袋の有料化や資源集団回収の取り組みを継続していくことが必要である。

10. 行政の役割と責任 第17条 情報公開と説明責任

行政が情報の公開と提供に努めているかどうかを検証した。本条は、町の施策の立案から実施、評価までの情報を積極的に公開・提供することで、なるべく多くの町民に分かりやすく説明する責任があることを示している。

- ▶行政は、行政に関する情報を積極的に公開し、提供に努め、多くの町民に分かりやすく説明しなければならない。この点については概ね適当である。

- ▶広報紙の分かりやすさについて、紙面のより一層の工夫を求める。

11. まちづくりのしくみ 第30条 行政評価

町の事業について、結果を評価して次年度以降の事業に活かす取り組みができるのかどうか、評価作業に町民が関わることのできる体制を整えているかどうかを検証した。本条は、行政が効率的な行政運営を行うため、事業評価の作業に町民が関わることのできる体制を整えることを規定したものである。

▶町の事業を評価する作業に町民が関わるための体制づくりについて、行政の努力は一定程度なされている。今後、さらに良い取り組みをしていくことが求められる。

12. まちづくりのしくみ 第31条 情報公開・情報共有

行政が、苦情や相談に対処した結果を、可能な限り公開しているかどうかについて検証した。本条は、行政に関する情報公開について、広報やホームページの公開に加え、委員会や附属機関の公開などで情報共有を進めること、町民からの苦情や相談を可能な限り公開し、行政運営に生かすことを定めたものである。

▶情報公開については、ホームページ及び広報紙で公開がなされている。

▶苦情や相談について、ホームページ上にて可能なものは公開されている。

▶引き続き、情報公開及び情報共有に努めること。

13. まちづくりのしくみ 第32条 附属機関等における委員の公募

附属機関や懇談会等の委員について、一般町民から公募をしているかどうかについて検証した。本条は、町民の参加を保障する観点から、町の計画や施策を検討する委員選考にあたって公募を行うことを原則としたものである。

▶委員の公募は行われているが、公募になじまないとしている委員会についても、可能なものは公募していくよう求める。

14. まちづくりのしくみ 第33条 参加の保障

町民が町長や町職員と直接意見交換のできる機会を設けているか、重要な計画及び施策に関して、パブリック・コメントの機会を設けているかどうかを検証した。本条は、行政が町民と直接意見交換する機会を設けること、パブリック・コメントの機会を設けることをうたったものである。

▶行政との直接対話の機会や、パブリック・コメントの機会は設けられている。

▶これからも気を抜かず、実施に努めてほしい。

=====

(第4回の検証結果及び全体総括については、次回確認)